

アルビスカード会員規約

第1条(総則) 本規約は、アルビス株式会社(以下、「当社」といいます。)が発行する「アルビスPonta カード」(以下、「カード」といいます。)の会員に対して当社店舗及び当社提携店(以下、「当社店舗等」といいます。)での提供されるサービス並びにカードに関して規定するものであり、サービスとして提供されるポイント機能及び電子マネー機能に関する規約及び当社店舗等以外で提供されるサービスに関しては、それぞれ株式会社ロイヤリティマーケティング及びエス・ビー・システムズ株式会社(以下、両社を「サービス提供会社」といいます。)が規定するPonta 会員規約、CoGCa 利用規約が適用されます。なお、当社と提携するクレジットカード発行会社(以下、「提携クレジットカード発行会社」といいます。)が発行するクレジットカード「アルビスPonta カードプラス」(以下、「提携クレジットカード」といい、アルビスPonta カード(カード)と合わせて「カード等」といいます。)を利用される方は、本規約のほか、提携クレジットカード発行会社が規定する規約にもご承諾を頂くものとし、当該規約が本規約に優先します。 第2条(会員資格) 会員とは本規約及びサービス提供会社の規定する規約を承諾のうえ、当社及びサービス提供会社に対し入会申込みをされ、当社及びサービス提供会社が認めたお客様をいいます。なお、入会にあたり申込み時点で15歳以下の方は親権者の同意が必要です。 第3条(カード等の申込み) 1. 入会の際は、当社の指定する申込書に必要事項を記入頂きます。必要事項にご記入頂けない場合は入会をお断りする場合がございます。2. カード等は貸与するものとし、会員は、カード等を貸与されたとき直ちにカード等の署名欄に自署するものとし、3. カード等はカード等に署名した会員本人のみが利用できるものとし、カード等を他人に貸与、譲渡、質入等することはできません。4. カード等は会員が退会もしくは会員の資格が取り消されるまで有効とします。5. 提出頂いた入会申込書は返却しないものとし、6. 申込書への記入はタブレット等電子的な機器での入力代替する場合があります。7. カード等発行にあたり、当社が特段の定めを設けない限り、発行手数料として200円(税込み)を申し受けます。当社は、理由の如何を問わず支払われた手数料はお返ししません。なお、年会費は無料とします。 第4条(カード等の利用) 1. カード等は当社が定めた当社店舗等でご利用になれます。Ponta 及びCoGCa が利用できる店舗等は、それぞれサービス提供会社にて規定します。2. お買上げ精算前にカード等をご提示ください。ご提示頂けない場合は各サービスの対象外となります。 第5条(ポイントサービス等) 1. 当社店舗等が定めたご利用金額ごとにPonta ポイントまたはCoGCa が付与されます。一定金額未満の場合にはPonta ポイントまたはCoGCa は付与されません。また付与対象外の物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務(以下、「商品等」といいます。)があります。2. 販売促進等の目的でご利用金額がなくともポイント

びに、入会日、入会店、会員ID などの契約情報、当社におけるカード等のご利用状況及びポイント（付与、利用、交換等）履歴や電子マネー（利用、チャージ、残高等）履歴、当社及び当社提携店のWeb 等へアクセス履歴（IP アドレス、クッキー情報、位置情報、端末の個体識別番号等を含む）、当社への問い合わせ履歴、カード等利用に関する情報（会員情報）を当社が取得し、厳重に管理したうえで、次の目的のために利用することに同意するものとします。（1）カード等の機能、付帯サービス等の提供（2）会員からの各種お問い合わせ及びアンケート、カード等拾得時などの対応（3）製品製造企業によるリコールや当社店舗で商品不具合が発見された場合などのご連絡（4）店舗開発、商品開発、商圈分析等の調査活動（5）宣伝物、印刷物等の送付、メール等の営業活動（6）商品やサービスのお知らせ、関連するアフターサービスのご案内（7）利用状況の調査及び分析その他マーケティング分析（8）サービス提供会社及び当社の提携企業にて、上記業務を行うために必要な範囲での第三者提供

2. 会員は前項に掲げる目的を実施するため、当該業務（販促業務やダイレクトメールの発送業務など）を当社が指定した第三者に委託することをあらかじめ同意することとします。

3. 前項の委託に関して、当社は業務委託業者との間で機密保持契約を交わすなど個人情報に関し、適切な保護処置を講じたうえで委託します。

4. 会員は、当社に対し、本人であることを証明するための書類（自動車運転免許証、パスポートなど）を提示のうえ、会員自身の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。この場合、1 件につき当社が定める手数料を頂戴します。開示請求により、万一登録内容が不正確、または誤りであることが明らかになった場合、会員は当該情報の訂正または削除を請求できるものとします。この場合に、その原因が当社の責任によるときは、前項の手数料は返還いたします。

5. 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ（開示・訂正・削除など）アルビスPonta カードお問い合わせセンター：0120-995-152（9:00～21:00）

第13 条（免責事項）

1. お客様が誤った情報でお申込みをされたことにより、サービスの提供が受けられなかった場合、または不利益が発生した場合、当社及びサービス提供会社はその責を負わないものとします。

2. 当社及びサービス提供会社が提供するサービスの利用に関して、カード等及び会員番号の管理とその使用に関する責任は全て会員が負うものとします。カード等及び会員番号の譲渡、売買、貸与等の行為は一切禁止します。当社は会員番号の使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとします。

3. 当社、業務委託業者及びサービス提供会社から会員に対して発信されたEメール、ダイレクトメール等の不着によりサービスの提供が受けられない場合、または不利益が発生した場合、当社はその責を負わないものとします。

4. コンピューターのメンテナンスなどで、一時的にカード等のご利用ができなくなる場合がございます。天災地変、通信回線障害等の不可抗力及び当社が必要と判断した場合、会員に事前通知なく会員が受けることのできるサービスの提供を休止させていただくことがあります。

第14 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員（本条においてはカード等の入会申込をしようとする方を含みます。）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これに

準ずる者及びこれらの者の共生者のいずれでもなく、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 2. 会員が前項の者に該当する場合には、当社は何らの催告をすることなく、カード等の利用を停止することができ、会員はただちに会員資格を喪失し、カード等を無効と致します。 第15条（規約の変更） 1. 本規約の変更については、次の各号のいずれかの時点で会員が該当変更項目を承諾したものといたします。（1）本規約の変更については当社ホームページや店舗への掲示等による告知した後に会員がカード等を提示し、当社サービスを利用頂いた時点 （2）本規約の変更について前項の告知がなされた後、会員が異議を述べることなく1ヶ月が経過した時点 2. ポイント機能及び電子マネー機能に関する規約の変更は、それぞれサービス提供会社にて規定します。 第16条（サービスの終了） 当社は社会情勢の変化、法令の改廃やその他当社の都合により、事前に告知の上会員サービスを終了する場合があります。その場合、各種残高については利用等ができなくなる場合があります。ポイントサービス及び電子マネー機能に関する規約は、それぞれPonta 会員規約、CoGCa 利用規約が適用されます。 第17条（問い合わせ先） 1. 本規約に関する問い合わせ先は以下の通りです。・アルビスカード全般及びアルビス規約に関するお問い合わせ：アルビスPonta カードお問い合わせセンター：0120-995-152（9:00～21:00） 2. Ponta 会員規約、CoGCa 利用規約に関するお問い合わせは各サービス提供会社の規約にて規定します。 以上

Ponta 会員規約

第一章（一般条項） 第1条（会員の資格等） 1. 会員とは、株式会社ロイヤリティマーケティング（以下、「当社」といいます。）が運営・提供するポイントサービス、その他本章第3条に規定するサービス（以下、総称して「共通ポイントプログラム」といいます。）をご利用されるために、本規約を承諾の上、当社所定の手続きに従って入会を申し込み、当社が申し込みを承諾し、会員情報登録を完了した個人をいいます。 2. 本規約にご同意いただけない場合には、会員になることはできません。なお、当社と提携するクレジットカード発行会社（以下、「提携クレジットカード発行会社」といいます。）所定のクレジットカード（以下、「提携クレジットカード」といいます。）を会員証として利用されることをご希望の方は、本規約のほか、提携クレジットカード用会員規約にもご承諾をいただく必要があります。また、当社と提携するプリペイド型カード発行会社（以下、「提携プリペイドカード発行会社」といいます。）所定のプリペイドカード（以下、「提携プリペイドカード」といいます。）を会員証として利用されることをご希望の方は、本規約のほか、提携プリペイドカード用会員規約にもご承諾をいただく必要があります。 3. 入会に当たっては、当社所定の「Ponta 入会申込書」に、「お名前・性別・生年月日・連絡先としての電話番号・現住所・配偶者の有無・職業・メールアドレス・その他所定の事項など」をご記入いただくか、別途当社が定める方法でお申し込みください。また、小学生以下の方については、入会の申し込みにあたり、必ず法定代理人の同意が必要です。なお、会員情報登録のために個人情報をご記入いただくにあたり記載漏れがありました場合には、会員情報登録を完了すること

ができない場合がございます。 4. 当社が適切と判断する場合、会員情報登録を完了する前に会員証を発行することがあります。但し、会員情報登録を完了するまでの期間についても、会員に準じて本会員規約及び会員特約の規定に従っていただくことが条件となります。

第2条(会員証) 1. 会員証とは、会員が共通ポイントプログラムを利用することのできる会員であることを示すものであり、当社又は当社が発行を認めた企業が発行した会員カード(以下、「会員カード」といいます。)、その他当社が会員証として認めたものをいいます。 2. 会員証及び会員ID番号は会員本人のみが使用することができるものとします。会員は、善良なる管理者の注意義務を以って会員証及び会員ID番号を保管するものとします。会員証、会員ID番号及び積立てられたポイントを第三者に譲渡(但し、当社所定の手続きに従って行う場合を除きます。)若しくは貸与し、又はこれらに担保を設定することはできません。 3. 会員証又は会員ID番号に対しては、パスワードの設定が必要となる場合があります。会員は、パスワードの設定を行った場合には、善良なる管理者の注意義務を以ってパスワードを保管し、定期的な更新を行うものとします。パスワード及び会員ID番号は会員のみが使用することができ、正当な理由なく第三者に開示し又は使用させることはできません。 4. 会員カードの発行を受けた会員は、会員カード受領後、直ちに会員カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意義務を以って会員カードを保管するものとします。 5. 会員カードは当社の所有物であり(但し、提携クレジットカード又は提携プリペイドカードを会員証として利用される場合は、当該提携クレジットカードの所有権は提携クレジットカード発行会社に、当該提携プリペイドカードの所有権は提携プリペイドカード発行会社に属します。)、ご署名いただいた会員ご本人のみに貸与し、その使用を認めるものです。会員が会員カードを第三者に貸与、譲渡し、又はこれに担保を設定することはできません。 6. 下記各号のいずれかに該当した場合、会員証を無効といたします。会員は、これについて、あらかじめご了承ください。 (1) 会員が本章第7条に基づき退会をした場合 (2) 会員が本章第8条のいずれかに該当したことにより除名された場合 (3) 本章第10条に基づき共通ポイントプログラムが終了した場合 (4) その他当社が会員証を無効とすることが適切であり必要であると判断した場合 無効となった会員証は、当社に返却していただくか、又は当社の指定する方法で会員において破棄していただくものとします。 7. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及びこれらに類する反社会的勢力並びにこれらと密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」といいます。)との関係を排除しており、反社会的勢力等が会員になることはできません。

第3条(共通ポイントプログラム) 1. 会員は、共通ポイントプログラムの一環として、以下のようなサービスの提供を受けることができます。 (1) 共通ポイントプログラム参加企業での商品のご購入及びサービスのご利用に際し、会員証を提示又は会員ID番号とパスワードを入力された会員に対し、商品のご購入金額及びサービスのご利用額等当社が別途定める条件(以下、「サービスご利用額等」といいます。)に応じてポイントを発行いたします。

(2) 会員は当該ポイントを貯めていただくこと（以下、「積立」といいます。）ができません。(3) また、会員は、積立てられたポイントを、当社又は共通ポイントプログラム参加企業が提供する商品若しくはサービスとの交換又はその代金の全部若しくは一部に充当すること（以下、「ポイントのご利用」といいます。）ができます。但し、ポイントのご利用は、本章第1条第3項に指定する方法で入会をお申し込みいただき、当社で会員情報登録が完了してから可能となります。また、ポイントのご利用は、当該ご利用直前の時点におけるポイントの残高の範囲内に限ります。(4) 前号の規定にかかわらず、一部ポイントをご利用いただけない商品及びサービスがあります。また、会員の年齢により、ポイントをご利用いただけない商品及びサービスがある場合がありますので、あらかじめご了承ください。(5) 会員は、当社が別途定める条件に従って、積立てられたポイントを、共通ポイントプログラム参加企業が提供する他のポイントプログラムにおいて発行されるポイント（以下、「他社ポイント」といいます。）と交換すること（以下、ポイントのご利用と併せて「ポイントのご利用・交換」といいます。）ができます。(6) ポイントのご利用・交換後はポイントのご利用・交換の取り消し等はできず、ポイントの返還には応じかねますので、ご了承ください。なお、ポイントをクーポン券等と交換された場合、当該クーポン券等のご利用条件にしたがって当該クーポン券等をご利用いただくこととなりますが、例えば、ご利用期間、ご利用対象商品・サービスの範囲等の点で当該クーポン券等のご利用条件とポイントのご利用条件が異なる場合がありますので、ご注意ください。(7) 会員がポイントをご利用・交換されることにより共通ポイントプログラム参加企業から提供を受ける商品、サービス又は他社ポイントにかかる契約は会員と当該共通ポイントプログラム参加企業との間で成立いたします。当社はポイントの発行会社に過ぎず、共通ポイントプログラム参加企業から提供される商品、サービス又は他社ポイントについていかなる保証も会員に与えるものではありません。従いまして、当社は、会員がポイントをご利用・交換されることにより共通ポイントプログラム参加企業から提供を受ける商品、サービス又は他社ポイントについての責任を負いかねます。

2. 共通ポイントプログラム参加企業とは、当社が共通ポイントプログラムへの参加資格を認めた企業であって、共通ポイントプログラムに現に参加している企業のことを言います。なお、共通ポイントプログラムへの新規参加や共通ポイントプログラムからの脱退により、ポイントのご利用・交換ができる共通ポイントプログラム参加企業並びに商品及びサービスの範囲が変更されることがあります。また、共通ポイントプログラム参加企業の店舗には、一部、ポイントのご利用をいただけない店舗がありますので、ご了承ください。

3. 最新の共通ポイントプログラム参加企業、サービスご利用額等に応じて発行されるポイントの計算方法、ポイントと商品及びサービスとの交換率、ポイントの積立の方法及びポイントのご利用の方法の詳細、ポイントをご利用いただけない商品及びサービスの範囲その他共通ポイントプログラムの詳細については、Pontaの公式ウェブサイト「Ponta Web」に記載されております条件に従います。ご確認の際は、「Ponta Web」にアクセスしていただくか、本規約末尾のPontaカスタマーセンターまで

お問合せください。 4. 最新のポイントの残高は、共通ポイントプログラム参加企業の店頭端末又は商品のご購入後・サービスのご利用後に共通ポイントプログラム参加企業より発行されるレシートに表示されるポイント数で確認していただくほか（但し、一部確認ができない場合があります。）、「Ponta Web」にアクセスしていただくか、若しくは、本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお問合せいただくこと、その他別途当社が定める方法で確認することが可能です。 5. 会員証の破損、システム障害やシステムの保守管理等の場合等当社の事情により一定期間ポイントの積立やポイントのご利用・交換ができない場合がございますが、かかる場合でも当社は一切責任を負いません。 第 4 条（ポイントの取消・失効・修正） 1. 下記の各号に該当した場合、サービスご利用額等に応じて発行したポイントを取り消すことがあります。本項の規定によりポイントが取り消された場合において、積立てられたポイントを既にご利用・交換されたなどの事情により、ポイント数がマイナスとなったときは、ポイントの当該マイナス相当分につき、現金又は当社の指定する支払方法（たとえば、商品のご購入及びサービスのご利用のキャンセルにより会員に返金される代金の額から共通ポイントプログラム参加企業が当該マイナス相当分を差し引く方法、共通ポイントプログラム参加企業に対して当該マイナス相当分の現金をお支払いいただく方法）にてご精算いただくことがあります。（1）共通ポイントプログラム参加企業で会員が行った、商品のご購入及びサービスのご利用・交換がキャンセルされた場合 2. 下記各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、当該時点のポイントの残高の全てが失効し、ポイントのご利用・交換ができなくなります。（1）ポイントの最終積立時又は最終のポイントご利用・交換時のいずれか遅い時点から 1 年間ポイント残高の変動がなかった場合 （2）会員が本章第 7 条に基づき退会をした場合 （3）会員が本章第 8 条のいずれかに該当したことにより会員から除名された場合 （4）本章第 10 条に基づき共通ポイントプログラムが終了した場合 （5）その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合 3. 当社がポイント数を修正すべき特段の事情が存在すると判断した場合、会員のポイント数を修正することがあります。当該修正により、ポイント数が減少した場合には、減少分に係るポイントのご利用・交換ができなくなります。 第 5 条（住所変更等） 1. Ponta 入会時に登録された情報（お名前、連絡先としての電話番号、メールアドレス、現住所等を含みますがこれに限られず、以下、併せて「登録情報」といいます。）に変更があった場合は、必ず、速やかに本規約末尾の Ponta カスタマーセンターにお申し出いただくか、又は「Ponta Web」にアクセスいただき、必要な変更を行ってください。なお、改姓された場合などお名前の漢字表記が変更される場合には、会員カードの再発行手続きが必要となりますので、ご留意ください。 2. 提携クレジットカード又は提携プリペイドカードを会員証として利用されている場合の住所変更等については、利用されている提携クレジットカード発行会社又は提携プリペイドカード発行会社の定める手続きに従ってください。 3. 当社から会員宛のご連絡は、当該会員の登録情報として登録されたご住所、電話番号、又はメールアドレスに基づき行います。会員が変更手続きを

行わないこと等により会員宛のご連絡の通知が到達しなかった場合は、通常到達すべき日時に当該通知が到達したものとみなされます。

4. 会員が変更手続きを行わないこと等により会員宛のご連絡の通知が到達しなかった場合は、ポイントのご利用・交換を停止させていただきます。第6条（会員証の盗難・紛失等）

1. 会員証を紛失・盗難等された場合は、速やかに本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお申し出ください。提携クレジットカード又は提携プリペイドカードを会員証として利用されている場合は、利用されている提携クレジットカード発行会社又は提携プリペイドカード発行会社の定める手続きに従ってください。

2. 前項に基づくお申し出・お手続き後に、当社が紛失・盗難等の時点のポイントの残高を確認できた場合には、会員証の再発行時において、原則として、紛失・盗難等の時点のポイント残高と同数のポイントを再発行します。但し、会員証を紛失・盗難等された時点から本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお申し出をいただいた時点までに会員証を他人に不正使用されたことなどによりポイントが消失した場合は、理由のいかんを問わず消失したポイントの再発行はできません。

3. 紛失・盗難等された会員証を再発行する場合、会員証の番号が変わりますので、あらかじめご了承ください。

第7条（退会） 退会を希望されるときは、当社所定の手続きに基づき、必要事項を書面でご提出いただくか、別途当社が定める方法で退会をお申し出ください。なお、退会手続きの詳細については、「Ponta Web」にアクセスしていただくか、本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお問合せください。

第8条（会員証の使用停止・除名）

1. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業において、会員が以下のいずれかに該当する場合、当社は、会員証の使用を停止、又は会員から除名させていただきます。この場合、再度入会ができなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、これらの措置を行う為に必要な情報を当社及び共通ポイントプログラム参加企業にて共有させていただきます。

(1) 登録情報のいずれかの事項に、虚偽の記載があった場合 (2) 登録情報のいずれかの事項に変更があったにもかかわらず、所定の届出がなく、サービス運営上、支障が生じた場合 (3) 会員証又は積立てられたポイントを第三者に譲渡（但し、当社所定の手続きに従って行う場合を除く。）若しくは貸与し、又はこれらに担保を設定した場合。会員証若しくは会員 ID 番号に対して設定したパスワード又は会員 ID 番号を、正当な理由なく第三者に開示し又は使用させた場合 (4) 共通ポイントプログラムの不正利用があった場合、又は、不正なもしくは濫用的な利用があったと推認する合理的な理由があった場合 (5) 当社及び共通ポイントプログラム参加企業の営業の妨害と判断される言動若しくは行為、又は共通ポイントプログラム参加企業のブランドイメージを毀損すると判断される言動若しくは行為を行った場合 (6) 反社会的勢力等となった場合 (7) 未成年の会員の保護者から会員証の利用停止の要請又は退会の申請があった場合 (8) 本規約及び共通ポイントプログラム参加企業の利用規約など、各サービスをご利用いただく際にご承諾いただいている当該サービス提供企業の各利用規約のいずれかに違反した場合 (9) 正当な理由なく重複して入会申込が行われた場合 (10) その他、会員として不適切な行為

があった場合、又は、当社が会員として不適切と判断した場合 2. 会員は、前項により会員証の使用を停止された場合、当社が使用停止の原因が解消したものと判断し、当該会員証の使用の再開を認めない限り、当社又は共通ポイントプログラム参加企業において当該会員証を使用することができません。 3. 会員から除名させていただく場合、当社から除名させていただいた理由をご説明しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

第 9 条（サービスの変更等） 1. 当社は本章の規定及び共通ポイントプログラムの内容を必要に応じ事前の予告なく随時変更することができるものとします。 2. 共通ポイントプログラム参加企業の詳細、共通ポイントプログラムのご利用条件その他本章の規定の変更の内容については、「PontaWeb」にアクセスしていただくことで確認いただけます。変更後の会員の共通ポイントプログラムのご利用を以って、変更後のご利用条件に同意いただいたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。 第 10 条（サービスの終了）

当社は理由のいかんを問わず当社の都合により、共通ポイントプログラムを終了することがあります。この場合、既に付与されたポイントの利用等ができなくなる場合があります。なお、共通ポイントプログラムを終了する場合、原則として当社は 3 ヶ月前までに公表又は会員に通知します。 第二章（会員の個人情報の取得・利用・提供の同意に関する規定）

第 1 条（個人情報の取り扱い） 1. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、本章の規定に定めるところに従い、会員の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）

の取得・利用・提供を行うものとします。 2. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、会員の意に反する個人情報の取り扱い防止と会員のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。 3.

会員は、自己の個人情報の取り扱いに関し、本章の規定に定める内容に同意するものとします。 4. 当社は個人情報保護管理者を設置いたします。なお、個人情報保護管理者への連絡については本規約末尾の Ponta カスタマーセンターを通じてお受けいたします。 第 2

条（個人情報の取得、利用、提供・委託） 1. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業

は、本章第 3 条に定める利用目的のため、例えば、以下のような個人情報につき保護措置

を講じた上で適法かつ公正な手段により取得・利用します。（1）属性情報 会員が所定の申込書に記載する等により申告した会員の姓名、生年月日、性別、年齢、婚姻の有無、郵便番号、現住所、電話番号、メールアドレス、職業、未成年者の場合、親権者の姓名と親権者等、会員の属性に関する情報（その他申込時、及び申込後に会員から通知を受ける等により、当社が知り得た変更情報を含みます。以下同じ。）

（2）契約情報 入会日、入会店舗、会員 ID 番号、会員証の状況等の契約内容に関する情報

（3）ポイント情報 ポイントの付与、利用、交換、残高、利用店舗、会員証の利用履歴等（共通ポイントプログラム参加企業における会員証又は会員 ID 番号利用時のサービス利用履歴及び購買履歴を含みます。）のポイントに関する情報

（4）Ponta カスタマーセンター等への問い合わせに関する情報 Ponta カスタマーセンター等への問い合わせの際の音声情報や E メールの情報

（5）当社の Web（当社の Web の広告主、広告サービス配信事業者等を含む）及び共通ポイントプログラム

参加企業の Web サービスを利用・閲覧した場合の、閲覧したページ、広告の履歴、閲覧時間、閲覧方法、端末の利用環境、クッキー情報、IP アドレス、位置情報、端末の固体識別番号等の情報

(6) モバイル端末による位置情報

2. 本章第 3 条に定める利用目的達成のために必要な範囲で業務を当社及び共通ポイントプログラム参加企業が他の企業に委託することがあります。その場合には、当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で会員の個人情報を委託します。

第 3 条（個人情報の利用目的）

当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、下記に掲げる利用目的のために個人情報を利用いたします。

(1) ポイントの発行、計算、利用、交換等共通ポイントプログラムの円滑な運営（会員証の発行を含みます。）のため。

(2) 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ポイント残高の通知等、会員による共通ポイントプログラムのご利用に関連して必要な連絡等を行うため。

(3) 共通ポイントプログラムの廃止、運営の停止、共通ポイントプログラム参加企業の共通ポイントプログラムからの脱退、後継プログラムへの引き継ぎ等やそれらに関連する業務を行うため。

(4) 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ポイントに係る各種キャンペーンやイベントの案内や当社及び共通ポイントプログラム参加企業が適切と判断した企業の様々な商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供を行うため。

(5) 商品の販売状況、会員証又は会員 ID 番号の利用状況の調査及び分析その他のマーケティング分析（個人を特定できないよう加工した分析結果を第三者へ提供する方法等によりマーケティングに活用することを含みます。）を行うため。

(6) 会員の皆様からのお問合せ、苦情等に対し適切に対応するため。

(7) 共通ポイントプログラム提供又はこれに関連する業務の遂行のために必要な範囲で共通ポイントプログラム参加企業に第三者提供を行うため。

(8) 当社の Web サービスの内容改善による利便性の向上及び、会員に対して興味・関心度の高い情報を適切なタイミングで提供するため。

(9) 当社の Web の広告主、広告配信サービス事業者及び共通ポイントプログラム参加企業に対して、個人を特定できない状態で、会員の属性情報（性別、生年月、郵便番号等）を提供し、会員に対して興味・関心度の高い情報を提供するため。

(10) その他上記各目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため。

第 4 条（個人情報の提供）

1. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、本章第 3 条に定める目的を達成するために必要な範囲内において、本章第 2 条第 1 項記載の会員の個人情報を、書類の送付又は電子的若しくは電磁的な方法等により、当社と共通ポイントプログラム参加企業との間で相互に提供します。当社と共通ポイントプログラム参加企業は、本項に基づいて相互に提供しあう個人情報について本章の定めに従って取り扱うことを協定しております。共通ポイントプログラム参加企業への会員の個人情報の提供に関する事項の詳細及び共通ポイントプログラム参加企業は、随時「Ponta Web」にてご覧いただけます。なお、共通ポイントプログラム参加企業の間で、共通ポイントプログラムに関連し、当社を介することなく本章第 2 条第 1 項に定める会員の個人情報を相互に提供することはありません。

2. 第 1 項に基づく個人情報の提供について、特定の共通ポイント

プログラム参加企業のみを提供し、その他の共通ポイントプログラム参加企業には提供しないというお申し出には応じかねますので、ご了承ください。 第5条（個人情報の開示・訂正・削除等） 1. 会員は、当社及び共通ポイントプログラム参加企業に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、また、当社に対してはJISQ15001の定めるところにより自己に関する個人情報に関し開示・訂正・削除等するよう請求することができます。 2. 前項の請求を行う場合、会員は本人確認書類（自動車運転免許証、パスポート等）の提示その他所定の手続きに従っていただくとともに、開示等の請求の場合、所定の手数料をご負担いただきます。開示・訂正・削除等の手続きの詳細については、「Ponta Web」にアクセスしていただくか、本規約末尾のPontaカスタマーセンターまでお問合せください。 3. 開示・訂正・削除等の請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社及び共通ポイントプログラム参加企業は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。 4. 開示・訂正・削除等の請求をされた場合でも、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、開示・訂正・削除等の請求に応じかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、この場合も、第2項に基づきご負担いただいた手数料の返却には応じ兼ねますので、併せてあらかじめご了承ください。 第6条（本章の規定に不同意の場合） 1. 当社は、会員が所定の申込書に記載する等により申告すべき事項を申告なさらない場合、及び本章の規定の内容を承認していただけない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとらせていただくことがあります。 2. 会員が本章第3条(4)に同意されない場合、又は、会員から本章第3条(4)記載の目的での個人情報の利用を希望しない旨の申し出があった場合には、当社及び共通ポイントプログラム参加企業は本章第3条(4)記載の目的で当該会員の個人情報を利用いたしません。 3. 前項の申し出をされた場合、本章第3条(4)に記載した利用目的に関連して会員に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、あらかじめご了承ください。 第7条（個人情報に関するお問合せ先） 本章第3条(4)記載の目的での個人情報の利用を希望しない旨の申し出、及び個人情報の開示・訂正・削除等の請求その他個人情報に関するお問合せ・ご意見は、本規約末尾のPontaカスタマーセンターまでお願いします。 第8条（認定個人情報保護団体について） 当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の対象事業者です。（1）認定個人情報保護団体の名称：一般財団法人日本情報経済社会推進協会（2）苦情解決の申し出先：プライバシーマーク推進センター 個人情報保護苦情相談室 ※株式会社ロイヤリティ マーケティングの個人情報に関する苦情解決の申し出先であって、当社のサービスおよび当社の提携先に係る苦情解決の受付先ではありません。 <住所> 〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル <電話番号> 03-5860-7565 0120-700-779 第9条（容易に認識できない方法による個人情報の取得） 共通ポイントプログラムのウェブサイトでは、いくつかのサービスをより便利にご利用いただくため、クッキーを使用しております。なお、会員のハードディスクに記録される情報をクッキーといいま

すが、会員はこれをブラウザの設定により無効とすることができます。会員がクッキーをすべて拒否された場合、共通ポイントプログラムのウェブサイトのサービスの一部をご利用になれないことがあります。 第10条（本章の変更） 1. 当社は、本章の規定を、法令に定める範囲内で変更できるものとします。 2. 本章の規定の変更の内容については、「Ponta Web」にアクセスしていただくことで確認いただけます。 第11条（責任） 当社及び共通ポイントプログラム参加企業に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、会員の個人情報の取り扱いに関し、会員に発生した損害について一切の責任を負いません。 第三章（雑則） 第1条（会員特約） 当社と共通ポイントプログラム参加企業との間の提携関係等に基づき、一定の資格を有する会員を対象とした会員特約を定めている場合がございます。会員が、会員特約に定める一定の資格を有する場合には、本規約の規定のほか、当該会員特約の規定にも従っていただきます。会員特約の内容については、共通ポイントプログラム参加企業の店頭または、「Ponta Web」にアクセスしていただくことで確認いただけます。 < 2017年5月12日現在 >

<お問合せ先> Ponta カスタマーセンター（月～日 9:00～21:00） 0120-0-76682
0570-0-76682（携帯から※通話料有料） 株式会社 ロイヤリティ マーケティング

C o G C a 利用規約

第1条（本規約の目的） 本規約は、エス・ビー・システムズ株式会社（以下、「当社」といいます。）が発行する電子マネーであるC o G C aの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。 第2条（用語の定義） 本規約における主な用語の定義は、次に定めるとおりとします。（1）「C o G C a」とは、当社が、当社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、当社が定めるC o G C a利用規約に基づき加盟店で利用者が物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務（以下、「商品等」といいます。）を購入または提供を受ける際に金銭等に換えて、その支払いに使用することができる金銭価値をいいます。（2）「C o G C aカード等」とは、加盟店が発行する、利用者がC o G C aを記録・利用するための情報記憶媒体で、かつ本規約の末尾に記載するC o G C a・サービスマークの付されたものをいいます。（3）「C o G C a番号」とは、C o G C aシステムに送信するために個別のカードに付与された16桁の番号をいいます。（4）「C o G C aシステム」とは、加盟店での支払いの際に利用者が保有するC o G C aを使用するにあたり、「C o G C a番号」を直接または間接的にキーとして当社へ送信し、利用可能残高の範囲内で利用することができるよう構成され、また、加盟店等でのチャージが所定の手続きにて行うことができるよう構成された、当社が管理運営するシステムのことをいいます。（5）「C o G C aサービス」とは利用者が加盟店に対し、商品等を購入または提供を受ける際に金銭等に換えて、その支払いの全部または一部についてC o G C aを利用できるサービスをいいます。（6）「C o G C a取引」とは、利用者が加盟店との間でC o G C aサービスを利用して商品等の代金を支払う取引をいいます。（7）「C o G C a残高」

とは、利用者が利用可能なC o G C aの量をいいます。(8) 「カード発行元」とは、C o G C aカード等の発行を当社が承認した加盟店をいいます。(9) 「加盟店」とは、当社とC o G C a加盟店契約を締結し、「C o G C aシステム」を決済手段として導入している法人または個人事業主をいいます。加盟店にはC o G C a が利用可能であることを表示するため、本規約の末尾に掲載するC o G C a・サービスマークが掲示されています。

(10) 「利用者」とは、本規約に同意し、C o G C aを利用する方をいいます。なお、C o G C aカード等申込み時点で15歳以下の方は、親権者の同意が必要となります。利用者がC o G C aカード等の交付を受けた場合、当社は当該利用者が本規約に同意したものとみなします。(11) 「チャージ」とは、当社所定の方法で当社の指定する情報処理センター等で蓄積されているC o G C aの残高を積み増しすることをいいます。(12) 「端末」とは、利用者が提示するC o G C aカード等から当該利用者のC o G C a番号を読み取ることができる機器をいいます。

第3条 (加盟店でのC o G C aのご利用) 利用者は、加盟店でC o G C aサービスを利用してC o G C a取引を行うことができます。2. 前項の定めにかかわらず、利用者は、1回のC o G C a取引につき2枚以上のC o G C aカード等を同時に使用することはできません。また、C o G C a残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、利用者はその不足額を加盟店が定める方法により、支払うものとします。

3. 利用者は、購入または提供を受ける商品等の代金額を確認の後、C o G C aカード等をC o G C a店舗端末の定められた部分に触れることで、C o G C a取引が行われ、C o G C a残高の範囲内で利用することができます。4. C o G C a取引においては、商品等の代金相当額が当社の指定する情報処理センター等で、利用者のC o G C a残高から減額が完了した時点で利用者の加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。5. 商品等の代金額およびC o G C aの残高は、加盟店が交付するレシート等に印字されるC o G C a残高を照会し、利用者は当該代金表示金額およびC o G C aの残高表示金額に誤りのない事を確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該C o G C a取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。

第4条 (加盟店との関係) 利用者がC o G C aサービスを利用して購入または提供を受ける商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合は利用者と加盟店の間で解決するものとします。2. 第3条第4項に定めるC o G C a取引が完了した後は、利用者は、理由の如何を問わず、当社または加盟店に対してC o G C a取引の原因となった行為に取り消し、無効、解除等の事由があった場合でも、当該C o G C aの返還を求めることはできないものとします。

第5条 (C o G C aのチャージ) 利用者は、チャージ可能な加盟店で1,000円単位でチャージすることができます。1回のチャージ上限額は4万9千円とします。2. 利用者は、1枚のC o G C aカード等に対して、C o G C a残高が5万円を超えるチャージはできません。第6条 (C o G C aが利用できない場合) 利用者には、以下の各号に定める場合においては、第3条に基づく利用ができないことをあらかじめご承諾いただきます。(1) C o G C aシステムに故障が生じた

場合および当社または加盟店がC o G C aシステム保守管理等のためにC o G C aシステムの全部または一部を休止する場合。 (2) システムの障害時、C o G C aカード等もしくは端末の破損または電磁的影響その他の事由によるC o G C aの破壊もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。 (3) 利用者のC o G C aカード等が偽造、変造または不正に入手されたものであることが判明した場合またはその疑いがあると客観的に判断される場合。 (4) 利用者が提示したC o G C aカード等について無効である旨の表示がなされた場合。 (5) 第11条に定める有効期限を経過した場合。 (6) その他やむを得ない事由のある場合。

2. 前項各号のほか、C o G C aを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益または損害については、当社または加盟店はその責任を負わないものとします。

第7条 (取扱対象外商品等) C o G C aは加盟店において商品等の購入または提供を受けることのみ利用できます。次の場合には、C o G C aの利用はできません。 (1) 現金の立て替えおよび過去の売掛金の精算等を行うこと。 (2) 有価証券、金券等の商品を購入すること。 (3) 加盟店によっては、購入することができない商品があります。

第8条 (換金等不可) 当社は、理由の如何を問わず、C o G C aの換金をいたしません。また、当社がやむを得ないと認める場合または法令等により払戻しが義務付けられている場合を除き、C o G C aの払戻しは一切いたしません。

第9条 (利用可能残高) 利用者は、保有するC o G C a残高の範囲内でのみC o G C aサービスを利用することができます。 2. 利用者のC o G C a残高は、C o G C aサービスの利用時のレシートで確認できるほか、チャージ機等にて照会することができます。 3. パーソナルコンピューター、スマートフォン、携帯電話においては、当社所定の方法でC o G C a残高のほかC o G C aの利用履歴を確認することができます。ただし、システムの都合上、表示することのできる履歴内容、履歴件数は当社が定めるところによります。 4. 利用者が複数のC o G C aカード等を保有している場合には、そのC o G C a残高はC o G C a番号毎に個別に算定されます。 5. 前各項にかかわらず、有効期限を過ぎたC o G C a残高および利用履歴は確認できません。

第10条 (C o G C aの合算および移転) 複数のC o G C aカード等のC o G C a残高を合算することはできません。 2. 利用者は、当社が認めた特別な場合を除き、C o G C aを他のカード等に移転することはできません。

第11条 (C o G C a残高の有効期限) 利用者が最後にC o G C aサービスを利用した日、または最後にチャージした日から4年を経過した場合、残高の有無に関わらず、C o G C aカード等に付帯されるC o G C a機能は無効となり、利用者は一切のC o G C aサービスを利用できなくなります。この場合、C o G C a残高がある場合でも、現金の払い戻しは行われないものとします。 2. 利用者のC o G C a残高の有効期限は、レシート、チャージ機およびパーソナルコンピューター、スマートフォン、携帯電話にて当社所定の方法で照会することができます。

第12条 (利用状況に関する調査および措置) 当社は、C o G C aの安全性を確保する目的および当社が不適切と判断するC o G C aの利用を防止する目的等のために利用者におけるC o G C aの利用状況について調査および情報収集等

を行うことがあります。 2. 利用者は、前項の場合、当社が別途必要と認める第三者に当該情報を開示する場合があることにあらかじめ同意するものとします。 第13条(退会およびC o G C aサービスの停止) 利用者はC o G C a残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、C o G C a サービスが利用できなくなります。 2. 当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合、当該利用者に対して事前に通知または催告することなく、C o G C aサービスを停止することがあります。 (1) 利用者が本規約に違反したとき。 (2) 利用者のC o G C a利用状況に照らして、C o G C aサービスの利用者として不相当と当社が判断したとき。 3. 前項の場合、利用者は、事後C o G C aを利用することができません。また、当社は前項によらず当社所定の方法により、C o G C aを停止する場合があります。この場合、当該利用者のC o G C aカード等に記録されたC o G C aは返還いたしません。 4. 利用者が死亡した場合には、C o G C aサービスを利用できなくなります。この場合、C o G C a残高は失効し、また、現金の払戻しもおこなわれません。 第14条(貸与等の禁止) 利用者は、C o G C aについて、他人に貸与もしくは譲渡し、または質入等の担保に供することはできません。 第15条(反社会的勢力の排除) 利用者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを当社または加盟店に対して確約し、表明するものとします。 (1) 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業の従業員、ならびに関係者、総会屋等およびその共生者。 (2) その他前第1号に準ずる者。 2. 当社または加盟店は、利用者が本条第1項に定める事項に違反した場合、もしくは違反しているおそれがあると当社または加盟店が判断した場合、利用者に何ら催告をせず直ちにC o G C aの利用を停止することができるものとし、当該C o G C a残高は失効するものとします。併せて当社または加盟店は、これにより当社または加盟店が被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に対し請求できるものとします。 第16条(免責事項) 利用者または利用者が保有するC o G C aやC o G C aカード等が以下のいずれかに該当し、または該当するおそれがある場合、当社は、当社の判断により、利用者によるC o G C aの利用をお断りするか、またはC o G C aの利用を中断もしくは停止することができるものとします。 (1) 不正な手段もしくは当社が推奨しない入手方法にてC o G C aもしくはC o G C aカード等を取得し、または不正な手段により取得されたC o G C aもしくはC o G C aカード等であることを知りながら利用した場合。 (2) C o G C aまたはC o G C aカード等が改竄、偽造または変造されたものである場合。 (3) 利用者が本規約に違反した場合。 (4) 警察や裁判所その他の行政機関から要請または命令があった場合。 (5) 前各号の他、当社が不適切と判断した場合。 2. 前項の場合、利用を停止されたC o G C a残高は失効するものとし、当社は、C o G C aを利用できないことにより利用者が生じた損害および失効したC o G C a残高について、一切責任を負わず、また、利用者に対し何ら補償も行わないものとします。また、利用者が保有するC o G C aを第三者が利用した場合も同様とします。 第17条(C o G C aシステムの中止・中断) 利用者は、C o G C

aシステムの保守、点検等のため、または、天災、通信回線の故障その他のやむを得ない事情により、C o G C aシステムが中止または中断される場合があることを了承するものとします。当社または加盟店は、当該中止または中断により生じた利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。 第18条(C o G C aの終了) 当社または加盟店は、社会情勢の変化、法令の改廃その他当社または加盟店の都合により、事前に告知のうえ、C o G C aおよびC o G C aカード等の発行または利用を終了する場合があります。 第19条(C o G C aカード等の破損・汚損・磁気不良時の再発行等) C o G C aカード等の破損・汚損・磁気不良時の再発行手数料については、加盟店の定めるところによるものとします。 2. C o G C aカード等が再発行された場合、当社所定の方法で確認されたC o G C a残高が再発行されたカード等に引き継がれるものとします。 第20条(C o G C aカード等の紛失・盗難等の再発行等) C o G C aカード等の紛失・盗難等による再発行手続き等、再発行手数料については、加盟店の定めるところによるものとします。 2. 紛失・盗難によりC o G C aカード等が再発行された場合、当社によるC o G C aカード等の利用停止措置が完了した時点のC o G C a残高が再発行されたカード等に引き継がれるものとします。 3. C o G C aは利用者情報を登録した本人以外は利用できません。ただし、C o G C a取引に関しては、C o G C aカード等の保有者を登録者とみなして本人確認を行うことなく利用を認めます。 4. 前項ただし書きの場合、当社および加盟店は、C o G C aカード等の紛失・盗難等による利用者情報を登録した本人以外の使用によって生じた登録者本人の損害について、一切責任を負わないものとします。 5. 利用者が紛失・盗難届時にC o G C a残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したカードに残ったままC o G C aの有効期限を過ぎたとしても、当社または加盟店は一切責任を負わないものとします。 6. 利用者情報の未登録もしくは、利用者資格喪失等の理由により、加盟店による再発行ができない場合、C o G C a残高を引き継げない場合があります。

第21条(個人情報利用目的) 当社は利用者がC o G C aカード等の申込みにより、ご提供いただきました個人情報を以下に示す利用目的の範囲内で利用します。(1)利用者からの各種お問合せの対応 (2)紛失・盗難等によるC o G C aカード等利用の緊急停止およびカードの再発行 (3)加盟店の商品、サービスおよびキャンペーンのご案内 (4)加盟店の特典サービスの提供 (5)カードを含む拾得物のご連絡 第22条(個人情報の取扱い) 当社は前条の利用者からC o G C aカード等の申込時にご提供いただいた個人情報および申込後に当社に届け出た事項について当社の個人情報保護方針に基づく必要な保護措置を講じたうえで利用します。 2. 利用者には、当社がC o G C aカード等の紛失・盗難等による再発行手続き等、必要な場合には当社が保有する当該利用者の個人情報を当該利用者がC o G C aカード等の申込時に開示した加盟店に対して当社が開示することをあらかじめご承諾いただきます。 第23条(業務委託) 当社は、本規約に基づき発生する自己の業務について、その一部または全部を第三者に委託することができるものとします。 第24条(損害賠償) 当社の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被っ

た場合、当社の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有するC o G C aの利用可能残高に限られるものとし、間接損害、特別損害および逸失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

2. 利用者は、本規約に違反したことにより当社、加盟店、他の利用者またはそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。

第25条（通知の到達） 当社が、利用者に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は利用者から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到着が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第26条（規約の変更） 当社は、本規約を変更することができるものとします。

2. 本規約を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がC o G C aサービスを利用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第27条（準拠法および裁判管轄） 本規約の準拠法は日本法とし、C o G C aに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【ご相談窓口】 1. C o G C aに関するご質問、ご相談等は、C o G C a公式サイトまたは加盟店のホームページをご参照いただくか、下記にご連絡ください。 C o G C a公式サイト <http://www.cogca.jp> 2. C o G C aに関する利用者の個人情報の開示、訂正、削除等についてのお問い合わせ、ご相談は下記におたずねください。 エス・ビー・システムズ株式会社（平日9：00～17：30 土曜、日曜、休日を除く） 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-20-1 住友不動産西新宿ビル16F tel 03-6857-2840 制定：2014年12月1日